

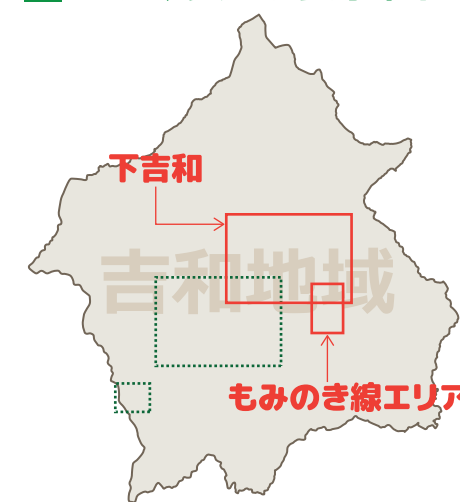


下吉和

廿日市市
令和3年3月作成

土砂災害ハザードマップ

このマップの表示範囲



マップの注意事項

※このハザードマップは大雨による土砂災害を想定し、土砂災害警戒区域や避難場所等を表示しています。
※マップ上の「災害注意箇所」は地域の方と話し合いを重ねて掲載しています。
※避難行動は「警戒レベル3」発令時を基本としてください。

マップに関するお問い合わせ先

廿日市市 総務部 危機管理課
電話：0829-30-9102

吉和支所 地域づくりグループ
電話：0829-77-2112

警戒レベルと避難行動(とるべき行動)

大	警戒レベル5	●既に災害が発生しています。 ●命を守るための最善の行動をとりましょう。
大	警戒レベル4	●速やかに避難しましょう。 ●避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
大	警戒レベル3	●避難に時間を要する人(高齢者、障害のある方、乳幼児など)とその支援者は避難をしましょう。 ●その他の人は避難の準備を整えましょう。
大	警戒レベル2	●避難に備え、このハザードマップで避難先や避難行動を確認しましょう。
大	警戒レベル1	●今後、大雨警報などが発表される可能性があります。 ●災害への心構えを高めましょう。
大	小	

ハザードマップの使い方

STEP 1 自宅を見つけよう!

地図上で自宅を見つけ、自宅周辺のリスクを確認します。

STEP 2 避難先を考えよう!

避難場所の開設基準を確認し、安全な避難先を考えます。

STEP 3 避難方法を考えよう!

避難先までの移動手段、避難経路などを考えます。

徒歩の場合

車の場合

通道を

はつかいち安全・安心メール配信サービス

登録された携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービスです。緊急速報メールなどよりも詳細な情報が届きますので事前に登録をしておいてください。

登録用アドレス bousai.hatsukaichi-city@raiden.ktaiwork.jp
QRコード読み取り機能搭載の携帯電話・スマートフォンの場合は、左のQRコードを読み取り、表示内容に従って件名を確認し、メールを送信してください。

指定緊急避難場所等の凡例と注意事項

指定緊急避難場所(土砂災害時に開設する)

指定緊急避難場所(土砂災害時に開設しない)

●指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
●指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて一定期間避難生活を送る施設です。

避難情報が発令されたら... 吉和市民センターから開設されます

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。
※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種類ごとに指定しています。各避難所の詳しい情報は、廿日市市ホームページをご確認ください。
※自主防災組織や町内会などで市民センター以外の施設を避難所として自主的に開設することもできます。
※集会所などを自主的に開設した場合は、吉和支所までご連絡ください。

緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとりあえず近くの安全な場所に避難してください。

地域からの意見による注意箇所

この注意箇所は地域の方の意見を参考に、おおよその範囲を表示したものです。

日頃気になる箇所	避難時注意箇所	通行注意箇所
水害注意箇所	水害注意箇所	河川注意箇所
土砂災害注意箇所	土砂災害注意箇所	
過去に災害が発生した箇所	土砂災害(がけ崩れ、土砂流出など)	水害(氾濫による浸水など)

土砂災害の凡例

がけ崩れ	土石流	地すべり
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域

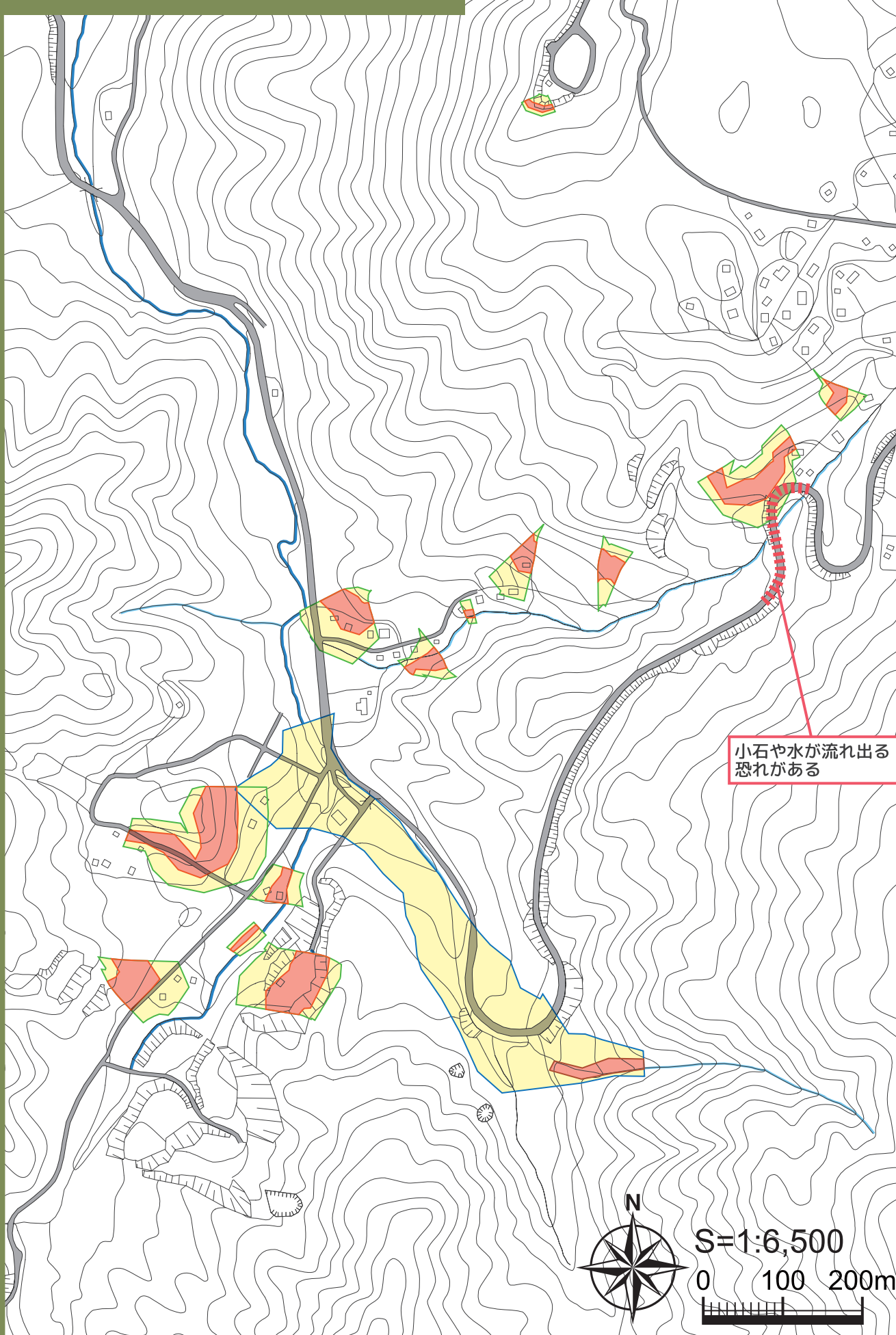
定義
●土砂災害特別警戒区域：建物や破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域
●土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

区域指定の基準



災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。

もみのき線エリア



マーク等の凡例

支所	公共施設	屋外無線
防災倉庫	消防車庫	雨量観測所
駐在所	要配慮者利用施設	
砂防堰堤	治山堰堤	ヘリポート

●砂防堰堤とは、土石流などの土砂を受け止めることで、被害の軽減を図ることを目的とした施設です。
●治山堰堤とは、森林の崩壊を防止するなど、山の維持・造成を図ることを目的とした施設です。